

東京都立三宅高等学校危機管理計画

1 基本方針

災害時に生徒の生命及び身体の安全確保を第一とする。また、三宅村の要請による避難所設置に伴う運営の協力及び支援を行う。

2 事前対策

(1) 危機管理組織の設置と教職員の役割

ア 学校災害対策本部の設置

「学校災害対策本部」は災害時の指揮を執る。なお、平常時は「学校危機管理委員会」として危機管理の指揮管理に当たる。構成は別表1のとおり

イ 危機管理部の設置

防火・防災管理者である副校長が責任者となり、「連絡班」「食糧班」「救護班」「避難所支援班」「施設班」「経営企画室」を置く。各班の班長が危機管理部の部員となる。

(2) 情報連絡体制

被災時の保護者への連絡は担任及び副担任にて行う。関係機関への連絡は連絡班が行う。

(3) 生徒の安否確認方法

メール等により情報を発信して、あらゆる手段を用いて安否の確認を行う。

(4) 学校施設・設備の安全対策

「学校施設・設備等の点検リスト」をもって校内巡視する。大規模施設設備の点検委託。点検による不具合については、関係機関と連絡調整し原状回復を速やかに行う。

(5) 防災教育・防災訓練

学校安全・防災委員会が計画し年3回実施する。

(6) 教職員の危機管理研修

学校安全・防災委員会が計画し実施する。

3 災害発生時の対応

(1) 学校災害対策本部の設置

災害発生時、校長は本計画に基づいて迅速に学校災害対策本部を設置する。

(2) 情報収集、連絡活動

連絡班は、関係機関・保護者等との連絡及び情報収集を行う。

(3) 生徒の避難誘導

生徒の避難誘導に当たっては、教職員は生徒の安全確保を第一とする。教職員は『学校危機管理マニュアル』のP.64「教職員の避難誘導の指針」により避難誘導に努めること。

の安全対策、通学路の安全確保対策、上水道の復旧状況、使用可能な教室数、登校可能な生徒数、避難住民の意識等を考慮する。

(5) 応急教育計画の作成

校長は学校教育が正常に実施されるまでの間、学校施設・設備の被災状況、教職員及び生徒の被災状況、交通機関の復旧状況等、諸般の状況を勘案して中部学校経営支援センターと連携して応急教育計画を作成し、速やかに保護者、生徒へ周知する。

5 避難所開設支援

(1) 避難所の開設

三宅村との協定に基づいて開設する。

(2) 情報の収集と提供

避難所支援班が行う。

(3) 避難所の支援活動

三宅村との協定に基づいて避難所支援班を中心に行う。

(4) 生徒のボランティア活動

避難所支援班が活動の支援を行う。

6 休日・夜間等に発災した場合の教職員の行動と対応

(1) 教職員の参集体制

東京都教育委員会災害対策要綱の別表及び東京都地域防災計画に定めるとおり、教職員は非常災害の場合において、自宅及び家族の安全を確認した上、次のとおり参集しなければならない。

ア 非常配備態勢

被害その他の状況により、本部長（教育長）が必要と認めたとき。

（適用する災害）

- ・勤務時間内に発生した地震、勤務時間外の発生した震度5強以下の地震、島しょ地域での発生した地震
- ・風水被害、火山災害
- ・大規模事故災害等

イ 特別非常配備態勢

早朝・夜間・休日等の勤務時間外において、当該地域において震度6弱以上の地震が発生したとき。発令形式は、自動発令とする。

(2) 情報収集・連絡体制

参集後、「3 災害発生時の対応（2）」に準じて行動する。

(3) 生徒の安否情報、被害状況の収集・把握

参集後、「4 事後対応（1）」に準じて行動する。

(4) 避難所等への支援活動

参集後、「5 避難所開設支援」に準じて行動する。

教職員の避難誘導の指針

児童・生徒の安全確保を第一とする。

- 1 お・か・し・も(「押さない」、「かけない」、「しゃべらない」、「戻らない」)を合い言葉として、単純明快な指示で、児童・生徒を掌握する。
- 2 心身に障害がある等、自力で避難できない児童・生徒の安全確保を優先にする。
- 3 発災後、校庭に避難した場合は、校舎内に児童・生徒が残っていないか迅速に確認する。
- 4 校舎の被害状況によっては、校舎内の避難順序や経路を変更し誘導する。
- 5 避難の際、出席簿、緊急連絡用(引渡し)カード、ホイッスル、学級旗、懐中電灯等を携帯する。なお、出席簿及び緊急連絡用(引渡し)カードを除く携帯品は非常用袋に入れて教室等に保管する。

『学校危機管理マニュアル』東京都教育委員会 平成 25 年 3 月改訂

(4) 生徒の保護体制

災害時に生徒の保護が必要な場合は 3 日間程度、学校において保護することを原則とする。

<教職員の主な役割>

- ・保護している生徒の人数を把握する。
- ・保護者に現在の状況と今後の対応を説明する。
- ・生徒に今後の対応を説明する。
- ・生徒の安全確保のための環境整備を行う。
- ・生徒の毛布・食料等を確保・配布する。
- ・状況に応じて、学校で保護している生徒の家庭訪問を行う。

(5) 救護・搬出体制

救護班が行う。

(6) 学校施設・設備の被害状況及び安全の確認と応急対策

施設班が行う。

4 事後対策

(1) 安否情報、被害状況の収集・把握

連絡班は下記の情報を収集し中部学校経営支援センター報告する。

- ・教職員による生徒の安否確認
- ・全国避難者情報システムからの情報収集
- ・教科書、文房具等の被害状況

(2) 学校施設・設備の再建

施設班は校舎の補修や回収を要する箇所を点検し、被害の程度が大きいようであれば危険度判定を要請し、部分的な補修で済むようであれば速やかに行う。

(3) 授業再開の準備

授業再開に当たっては必要な教室、スペースなどを安全確認、整備を行って確保する。

(4) 授業再開時の決定

校長は学校経営支援センターと協議の上、授業再開時期の目途を定める。これに基づき、校長は、学校の実情に応じて再開時期を決定する。協議の際には、学校施設の応急復旧の状況、被災校舎の立入禁止等

都立三宅高等学校学校火山ガス安全対策計画（基本方針）

1 日常の備え

高校においては火山ガスの発生に備えて、日頃から次に示すような対策を講じておく。

(1) 火山ガス対策組織の整備

- 1) 生徒や教職員が火山ガスによる被害を受けることを防止し、また、被害発生時に対処するため、学校医等を含めた教職員を主体とする校内の対策組織を別表1のとおり編制する。
- 2) 対策組織は、火災・地震防災組織を兼ね、防災に対する組織を一元化する。
- 3) 防災避難訓練を計画的かつ定期的に実施する。

(2) 火山ガス情報の取り扱い

- 1) 観測による情報
三宅村の村内放送による校所在地区の火山ガス濃度を判断基準として用い、被害防止措置をとる。
- 2) 火山ガス情報に基づく行動基準
別紙2のとおり。

(3) 被害防止の措置

- 1) 教職員の目視等による観測
教職員は、火山ガスの色や臭気により異常を感じた場合、直ちに必要かつ適切な処置を行うとともに、管理職に速やかに連絡する。
- 2) 生徒の観察
教職員は、生徒から眼やのどの痛み等の異常の申し出があった場合、当該生徒にうがい・洗眼等を促し、脱硫装置の適用範囲へ避難させる。他の生徒の異常の有無を確認し、管理職に報告する。
- 3) 生徒の健康に関する情報
平素から保護者との連携を密にし、生徒の健康状態に関する最新情報を把握するとともに、ぜんそく、慢性気管支炎、心臓疾患、アレルギー性疾患等の治療中の者、または既往症のある者については事前に把握しておく。また、これらの生徒については医師の記載した学校生活管理指導表の提出を依頼し、緊急時には速やかに医療機関に搬送する。
- 4) 医療機関との連携
定期健康診断による生徒の健康状態の把握の他、三宅村の火山ガス安全対策計画をもとに、学校健康推進課及び三宅村保健福祉課等と連携しながら、必要に応じて臨時健康診断を実施する。

(4) 被害者救護のための準備

- 1) 保健室の他に、脱硫装置・人工呼吸器・担架・ベッド等被害者救護のための物品を配置した部屋を設置する。
- 2) 担架、ベッド等の救急用具を整備し、その置き場所を明示しておく。三宅村からの要請があれば、医師が救命の際に必要な医薬品を鍵のかかる場所に保管しておく（三宅村の診療体制確定後に再検討予定）。

2 緊急時等の措置

火山ガスによる緊急事態が発生した場合には、事態の重大性に応じ、次の措置をとる。

(1) 生徒や教職員が異常を感じたときの措置

生徒や教職員が目やのどの痛み等の異常を感じた場合は屋外における活動を一旦中止する。原因が火山ガスの影響であると判断できる場合は速やかに教室内での活動に変更し、状況によっては脱硫装置の適用範囲に退避させる。その際、健康上配慮を要する生徒については、特に健康観察を注意深く行うなど適切な措置をとる。

(2) 観測値により濃度レベル1のときの措置

異常を感じたら屋外における活動を中止し、脱硫装置の適用範囲での活動に変更する。

(3) 観測値による濃度レベル2のときの措置

学習活動中に異常を感じる者があれば活動を中止し、全員を脱硫装置の適用範囲に退避させる。

(4) 観測値による濃度レベル3のときの措置

- 1) 校内での活動は原則として脱硫装置の稼働している範囲に限る。
- 2) 登校時刻1時間前の時点で高校の所在する地域が「レベル3」にある場合は「レベル2」に下がるまで生徒を自宅待機とする。
- 3) 授業中に「レベル3」に達した場合は、全員を脱硫装置の稼働している範囲に退避させる。
- 4) 下校は、村内放送の指示等に従って行う。

(5) 観測値により濃度レベル4のときの措置

- 1) 校内での活動は脱硫装置の稼働している範囲に限る。
- 2) 登校時刻1時間前の時点で学校の所在する地域が「レベル4」にある場合は、「レベル2」に下がるまで生徒を自宅待機とし、臨時休校措置を含んだ措置とする。授業中に「レベル4」に達した場合は、ただちに全員を脱硫装置の稼働している範囲に退避させる。
- 3) 下校は「レベル2」以下になるまで見合わせる。

3 被害発生時の措置

(1) 被害者の救急措置

ガスによる被害が疑われる生徒に対しては、まず脱硫装置を稼働させた部屋で安静を促し、必要に応じてうがい・洗顔等の処置を行う。次の場合を除き、医療機関の受診については保護者の意思を優先させる。(三宅村の診療体制確定後に再検討の予定)

呼吸困難、心停止、けいれん、意識障害等、生命の危機に関わる事態だと判断される場合は、速やかに救急車を要請し、医療機関に搬送する。(三宅村の診療体制確定後に再検討の予定)

(2) 被害発生時の連絡方法及び報告・届出

火山ガスによる被害の拡大を防ぎ、関係機関と連携、協力し、適切な対応をしていくために被害状況の迅速な把握及び報告を以下の手順により行う。

1) 電話による被害発生時の報告

学校は、火山ガスによると思われる被害が発生した場合、直ちに教育庁学務部に対し、電話により、被害発生を報告する。

2) 被害状況の把握及び報告・届出

学校は、「火山ガスによる被害報告書」の各項目について調査し、被害状況を把握したうえ、教育庁学務部に対し、速やかにファクシミリにより報告する。

3) その他不測の事態が発生した場合

各学校及び避難施設で相互に情報交換し、速やかに生徒・教職員の所在を確認する。

4 その他

(1) 教育課程編成上の配慮

校長は火山ガス濃度の状況に対応して授業計画、月間・年間行事計画を変更するなど、弾力的に運用するなどの工夫をし、教育内容の水准确保と生徒の安全確保の両立に努める。ただし、長期にわたる補充授業等で、生徒に過度の負担を強いることのないようにする。

(2) 安全教育

教職員は火山ガスが身体に及ぼす影響や、緊急時の避難法について生徒に十分指導した上、定期的に防災避難訓練を実施して、生徒が自分の身を守る行動をとれるように、安全教育に努める。

(3) 防災研修

教職員は生徒の安全確保のために以下のような項目の研修を行う。

- 1) 二酸化硫黄の特性
- 2) ガス発生時の効果的な避難誘導法と防災計画
- 3) 応急処置の方法

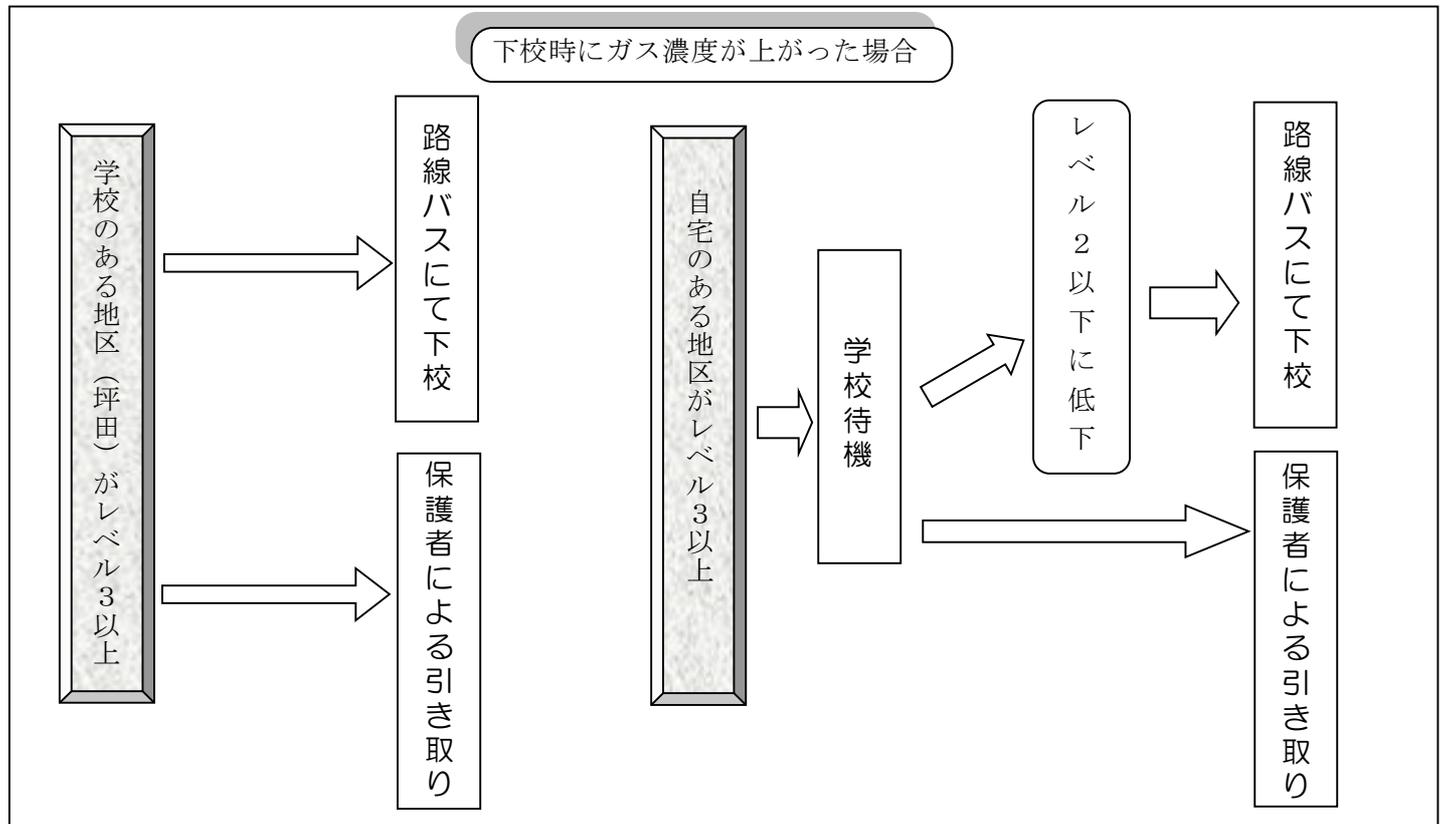
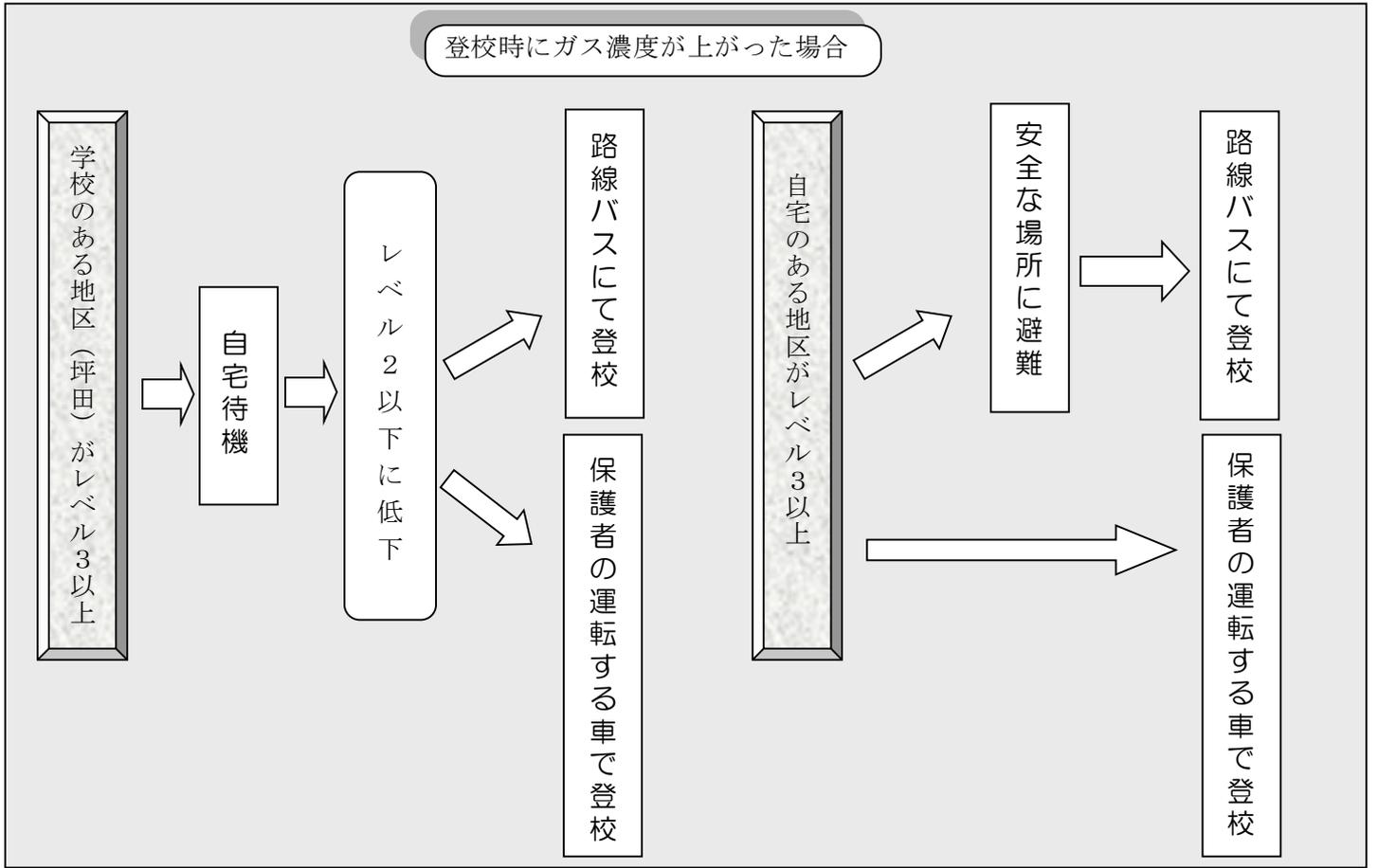
(4) 検討事項

- 1) 火山ガスからの避難対応マニュアルの作成。
- 2) 生徒居住地区が火山ガス高濃度地区になった場合の生徒の収容策。

火山ガス濃度レベル別行動基準 (三宅高等学校)

		各レベルでの対応			
		レベル1 (5分値 0.2ppm超)	レベル2 (5分値 0.6ppm超)	レベル3 (5分値 2ppm超)	レベル4 (5分値 5ppm超)
登校時		体調・ガスのおいにおいに注意し、 徒歩・路線バスにて登校		レベル2になるまで 自宅待機	レベル2になるまで 自宅待機 (臨時休校もありえる)
在校時	教室 特別教室	脱硫装置稼働・注意して活動			
	屋外 体育館	生徒が異常を感じたら屋外活動中止し、校舎内で活動(脱硫装置の稼働)			
	校外学習	生徒が異常を感じたら、安全な場所へ避難			
特別活動	部活 委員会	生徒が異常を感じたら屋外活動中止し、校舎内で活動(脱硫装置の稼働)			
昼食時 試食時	校舎内	脱硫装置稼働・注意して食事 家庭科等の試食は脱硫装置の稼働している場所で試食			
下校時		体調・ガスのおいにおいに注意し、 徒歩・路線バスにて下校		自宅がレベル2になるまで学校待機	

- ・緊急の場合は、水に濡らしたハンカチ等を口にあてると応急処置となる。
- ・停電時に火山ガスが流れてきた場合、保健室・被服室(特別仕様室)に避難する。
- ・登下校の対応については、三宅村の安全対策計画と調整する。
- ・登校の判断は、学校敷地内における午前7時の二酸化硫黄濃度で判断する。
- ・学校待機の必要があることに備えて、非常食・飲料水の確保をする。



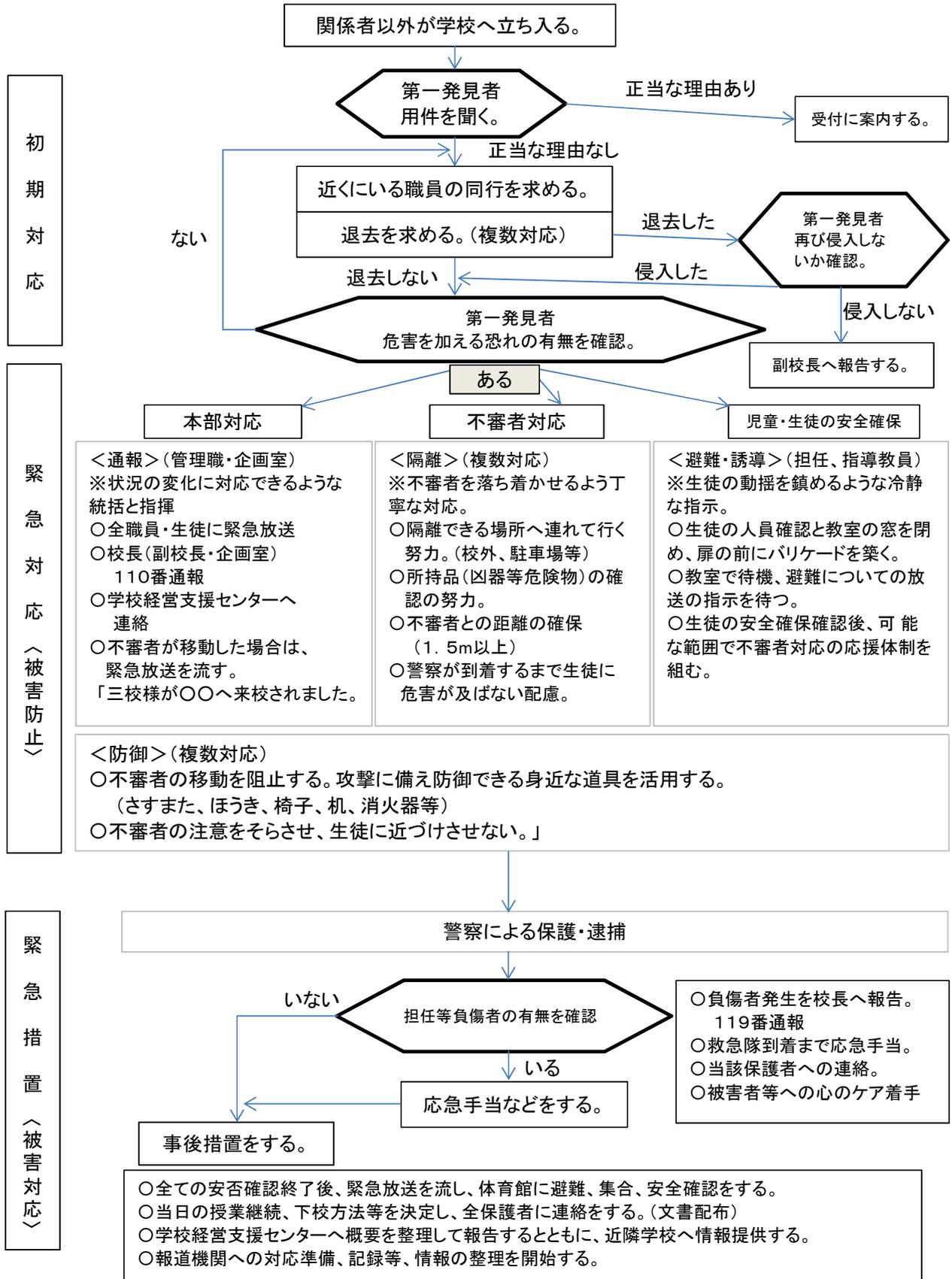
※ 上記の場合、各クラス担任が保護者に連絡し、登下校の方法を確認する。

東京都立三宅高等学校防犯マニュアル

1 日常の安全確保

登校時	受付	部外者等の確認
	教員	通勤時に通学路等を点検し、気になったことを副校長に報告する。
		生徒の登校状況を把握し、不審者等の訴えがあった場合には副校長に報告する。
		始業前の生徒玄関において、生徒を迎える。バス到着時から8時20分まで
授業時・休憩時	受付	来訪者の所属、氏名、用件を確認し、受付名簿の記入と、「来訪者カード」の着用を依頼する。
		※特に挙動が不審な場合には、受付はすぐに副校長に内線で連絡し、指示を仰ぐ。
		用件終了後、受付で受付名簿に退校のチェックと来訪者カードの返却を依頼し、退校を確認する。
	教員	授業中に教職員以外の人物が廊下を通った場合は、授業を一時中断し要件を聞くなど声をかける。 (基本として、授業中に教職員以外の人物の通過はないため)
		毎休み時間は、教室・廊下等歩行時に校内に不審者等が侵入していないか確認をする。
		指導場所から職員室への移動の際に、その間の廊下及び窓から死角箇所を見るようにする。
		廊下等で来訪者と出会った場合には、必ずあいさつ等の声かけを行う。
放下課校後時	受付	来訪者については、授業時・休憩時と同様に対応する。
	教員	活動等により残留する生徒の状況を職員室の掲示板に記入する。

2 不審者侵入対応



(不審者侵入から避難、保護・逮捕後までの流れ)

【初期対応】 不審者が学校敷地内に侵入。正当な理由なし。

- (1) 第一発見者が声をかけ、何の用事か尋ねながら付いていく
- (2) 近くにいる教職員に声をかけ、企画室、職員室内の教員、美術室、図書室、保健室に状況を伝える。
⇒1階に生徒がいる場合はこの時点で調理室または音楽室へ避難する。
- (3) 職員室にいる教員①は不審者のもとへ行き対応。
- (4) 職員室にいる教員②③④は、さすまたを3本用意し、企画室で待機する。
(さすまたの所在:職員室、企画室、用務室に各1本)

【緊急対応】 不審者が校舎内に侵入。または危害を加える可能性がある場合。

- (1) 企画室職員(本部対応)より全職員・生徒に緊急放送。
「三高様から(不審者の所在地)へ(不審者数)件お電話です。担当者は準備をお願いします。」

●管理職・企画室【本部対応】(通報) ※状況の変化に対応できるような統括と指揮。

- 1、校長または副校長、企画室職員が110番通報。
 - 2、()が学校経営支援センターへ連絡。
- ※ 不審者が移動した場合は再度緊急放送を流す。
「三高様から(移動した場所)へお電話です。担当者は準備をお願いします。」

●授業担当教員【生徒の安全確保】(避難・誘導) ※生徒の動揺を鎮めるような冷静な指示。

- 1、緊急放送が入ったら速やかに避難。 ※避難する際は不審者のいない通路を通ること。
2階→調理室 3階→音楽室 体育棟→体育教官室(2階) 農場→農業実習棟実習管理室
校庭→体育教官室又は農業実習棟実習管理室 図書室・美術室・保健室→調理室又は音楽室
- 2、避難後、経営企画室に内線をかけ、副校長に報告。
避難場所、生徒の人数、教員の人数。
例)「2階調理室です。生徒1年普通科9名、2年併合科2名、合計11名。教員〇〇、××、合計2名
避難しました。」
- 3、教室の窓と扉を閉め、非常出口を開ける。
- 4、静かに待機し、避難についての放送の指示を待つ。

●授業担当以外の教員【不審者対応】(隔離) ※不審者を落ち着かせるよう丁寧な対応。

- 1、職員室へ集合。
・職員室へ集合出来ない場合(不審者の所在地を通らなければならない等)は経営企画室に内線をかけ、副校長へ連絡し安全な場所にて待機。
- 2、不審者の対応をする。
・隔離できる場所へ連れて行くよう努力をする。(校外、駐車場等)
・不審者の移動を妨げるため、又は攻撃を防御できるように、さすまたやイス、ほうき、消火器等身近なものを活用する。
・所持品(凶器等危険物)の確認の努力をする。
・不審者との距離の確保する。(1.5m以上)
※ 警察が到着するまで生徒に危害が及ばないよう配慮する。

【緊急措置】 警察が到着し、不審者保護・逮捕された後。

- (1) 副校長より集合についての放送。
「安全が確保されました。生徒は〇〇室前(←不審者保護・逮捕されている現場)を通らないよう、先生の指示に従い、〇〇室へ集合してください。」
※ 集合する際に不審者保護・逮捕されている現場を通らないよう配慮する。
- (2) 放送の合図 → 授業担当教員(生徒とともに避難した教員)は生徒を集合場所へ誘導する。
→ 授業担当以外の教員も集合場所へ移動する。
- (3) 集合場所に到着 → 授業担当教員は生徒をHR担任に引継ぐ。
→ HR担任は、人数、負傷者の有無、体調の確認を行い、副校長へ報告する。
→ 救急処置等が必要な場合は、養護教諭等が対応する。必要があれば救急車要請。
- (4) 全ての安否確認終了後、管理職の指示に従い行動する。
・当日の授業継続、下校方法を決定し、全保護者に連絡をする。(文書配布)
・学校経営支援センターへ概要を整理して報告するとともに、近隣学校へ情報提供する。
・報道機関への対応準備、記録等、情報の整理を開始する。

※緊急放送について※

不審者が校内に侵入、又は危害を加える可能性等があった場合、下記の内容で放送をする。

～放送内容～

『三高様から(不審者の所在地)へ(不審者数)件お電話です。担当者は準備をお願いします。』

放送が入ったら、管理職・企画室[本部対応]、授業担当教員[生徒の安全確保]、授業担当以外の教員[不審者対応]は、それぞれマニュアルに従い対応する。

※避難場所について※

緊急放送が入ったら、下記のとおり避難、集合する。 ※避難する際は不審者のいない通路を通ること。

①授業担当教員【生徒の安全確保】 下記の場所に生徒を避難させる。

2階→調理室 3階→音楽室 体育棟→体育教官室(2階) 農場→農業実習棟実習管理室
校庭→体育教官室又は農業実習棟実習管理室 図書室・美術室・保健室→調理室又は音楽室

②授業担当以外の教員【不審者対応】

職員室に集合する。職員室へ集合出来ない場合(不審者の所在地を通らなければならない等)は内線を経営企画室にかけて副校長へ連絡し、安全な場所にて待機する。

○教職員、生徒への周知について

(教職員への周知) 学校安全防災委員会担当

・「東京都立三宅高等学校防犯マニュアル」を配布し、年度初めの職員会議にて説明し、周知する。

(マニュアルは冊子にし、ナンバリングする。年度初め配布、年度終わり回収。)

・避難訓練実施要項配布の際に、再度周知する。

(生徒への周知) 学年、HR担任担当

・年度初めに、緊急放送の内容、放送が入った際の避難場所等、生徒に伝える。

(休み時間や放課後等に緊急放送が入った場合も想定して伝える。)

・避難訓練事前指導の際に、再度指導する。

(別表1)

危機管理組織の設置と教職員の役割
(学校災害対策本部)

